

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月24日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 4月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月21日 午前10時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月 8日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月22日 午前10時00分から 令和 8年 4月24日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 八王子市左入町

地 番 155番8

地 目 雑種地

地 積 39平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分3分の1

2 所 在 八王子市左入町

地 番 160番7

地 目 宅地

地 積 26.33平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分3分の1

3 所 在 八王子市左入町

地 番 155番4

地 目 宅地

地 積 84.92平方メートル

所有者 A

4 所 在 八王子市左入町

物 件 目 録

地 番 155番9
地 目 宅地
地 積 32.88平方メートル

所有者 A

5 所 在 八王子市左入町155番地4、155番地9

家屋 番号 155番4の2

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 48.02平方メートル
2階 46.37平方メートル

所有者 A

物 件 目 録

- 1 所 在 八王子市左入町
地 番 155番8
地 目 雑種地
地 積 39平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分3分の1
- 2 所 在 八王子市左入町
地 番 160番7
地 目 宅地
地 積 26.33平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分3分の1
- 3 所 在 八王子市左入町
地 番 155番4
地 目 宅地
地 積 84.92平方メートル
所有者 A
- 4 所 在 八王子市左入町

物 件 目 録

地 番 155番9
地 目 宅地
地 積 32.88平方メートル

所有者 A

5 所 在 八王子市左入町155番地4、155番地9

家屋 番号 155番4の2

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 48.02平方メートル
2階 46.37平方メートル

所有者 A

令和 7年(ケ)第 266号
令和 7年11月17日受理
令和 8年 1月 6日提出
(評価人 猿 橋 正 和)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部

執行官 中 田 健 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- 1 所 在 八王子市左入町
地 番 155番8
地 目 雑種地
地 積 39平方メートル
共有者 A 持分3分の1

- 2 所 在 八王子市左入町
地 番 160番7
地 目 宅地
地 積 26.33平方メートル
共有者 A 持分3分の1

- 3 所 在 八王子市左入町
地 番 155番4
地 目 宅地
地 積 84.92平方メートル
所有者 A

- 4 所 在 八王子市左入町
地 番 155番9
地 目 宅地
地 積 32.88平方メートル
所有者 A

物 件 目 録

5 所 在 八王子市左入町155番地4、155番地9

家屋 番号 155番4の2

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 48.02平方メートル
2階 46.37平方メートル

所有者 A

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (建物所有者)	<ol style="list-style-type: none">1 本件建物は、私が妻とともに居宅として使用しています。法人等の使用はありません。2 以前は法人の使用がありましたが、同社はすでに存在しません。3 郵便受けに表示されている氏名は、私が仕事で使う異名です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

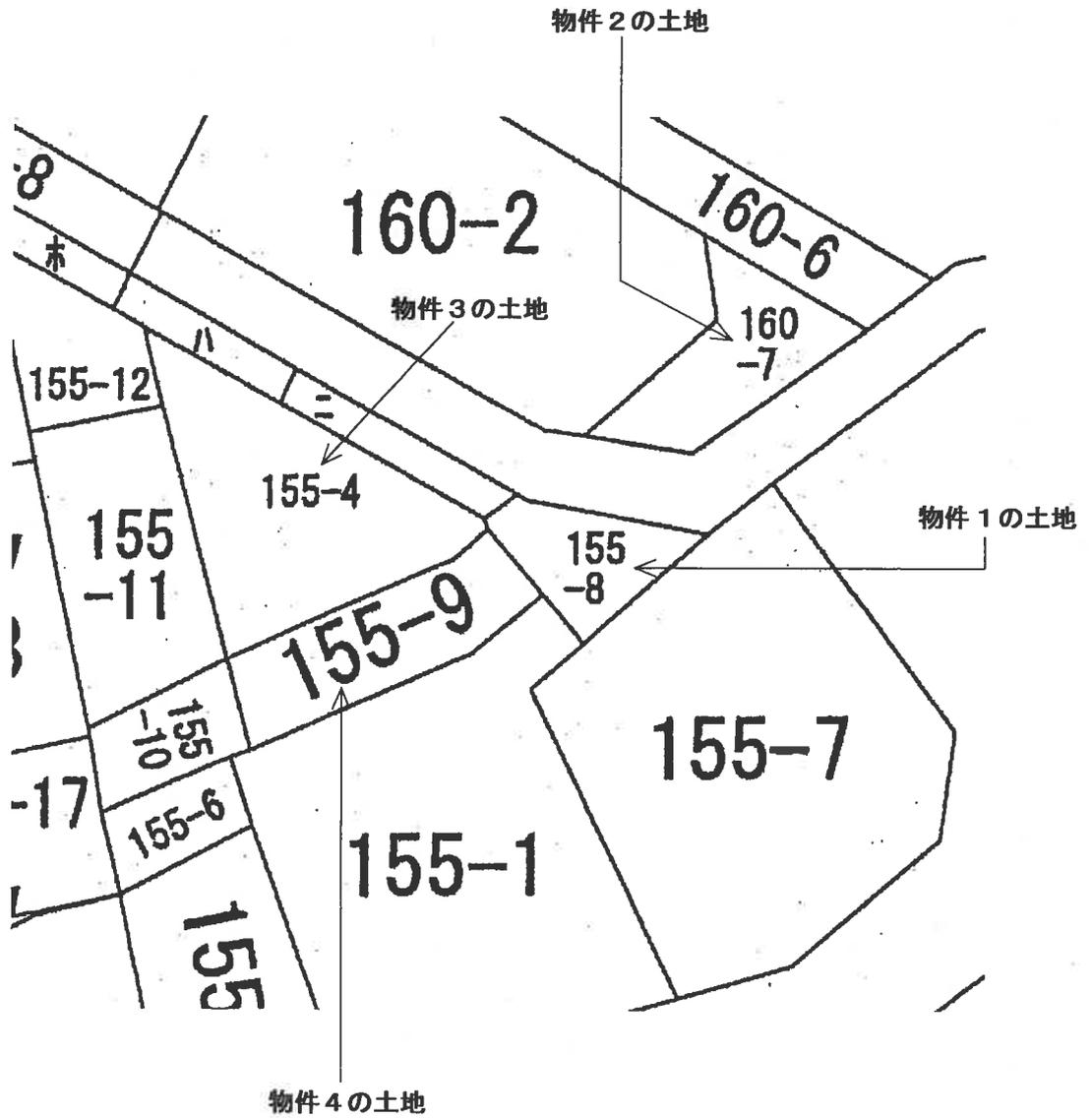
- 1 本件各物件の状況は、公図、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有状況については、表札の表示、前記関係人の陳述及び現場の状況から、前記のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月 9日 10:06-10:23	物件所在地	物件確認, 外観写真撮影, 物件調査, 占有調査
7年12月17日 9:25- 9:43	物件所在地	物件調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 関係人に面接聴取, 評価人同行
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年12月17日 目的物件が施錠されている場合に備えて, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

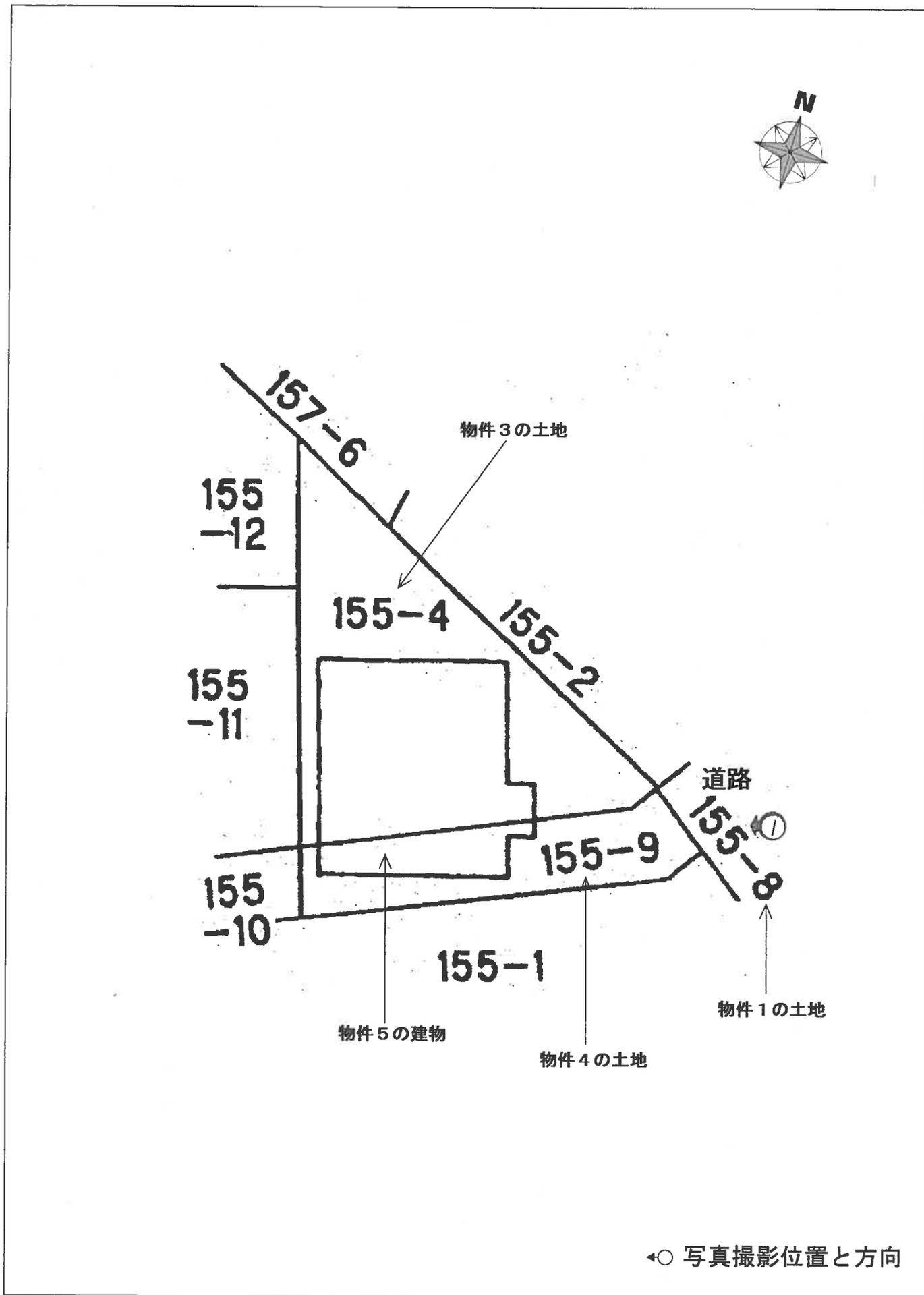
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(公 図)

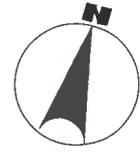
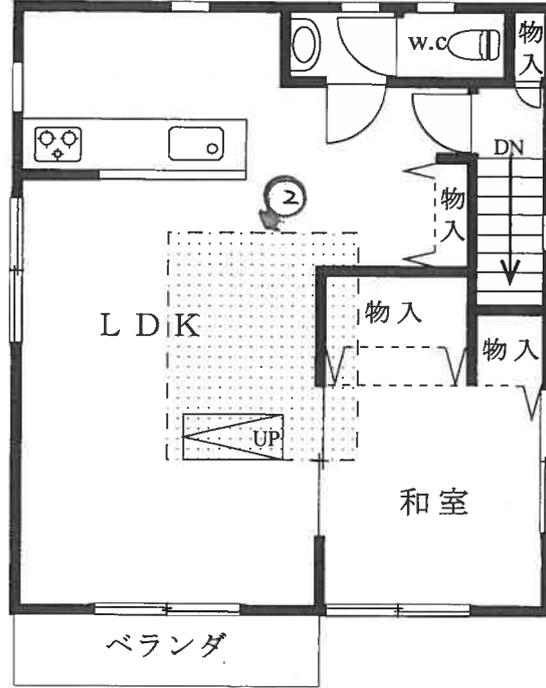


◀○ 写真撮影位置と方向

(土地建物位置関係図)

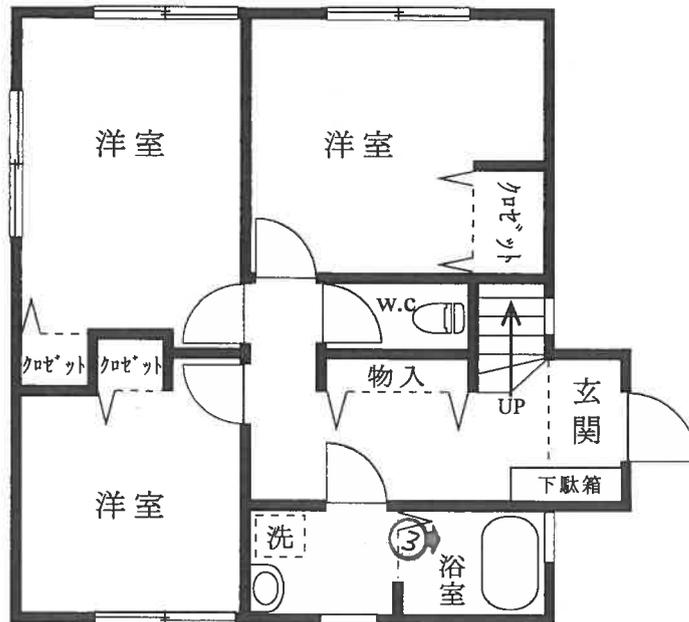


2階



小屋裏収納部分

1階



←○: 写真撮影位置と方向

令和7年(ケ)第266号
令和7年12月17日 現地調査
令和8年1月9日 評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 猿橋 正和

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,900,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地・持分)	金 20,000 円
物件2 (土地・持分)	金 20,000 円
物件3 (土地)	金 1,390,000 円
物件4 (土地)	金 540,000 円
物件5 (建物)	金 4,930,000 円

- 1 一括価格は、物件1乃至物件5の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1及び物件2の土地価格は、公衆用道路の持分価格である。
- 4 物件3及び物件4の内訳価格は、物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		地目：公衆用道路
2	次頁物件目録記載のとおり		地目：公衆用道路
3	次頁物件目録記載のとおり		同左
4	次頁物件目録記載のとおり		同左
5	次頁物件目録記載のとおり		同左
番号	特記事項		
	特になし		

物 件 目 録

- 1 所 在 八王子市左入町
地 番 155番8
地 目 雑種地
地 積 39平方メートル
共有者 A 持分3分の1
- 2 所 在 八王子市左入町
地 番 160番7
地 目 宅地
地 積 26.33平方メートル
共有者 A 持分3分の1
- 3 所 在 八王子市左入町
地 番 155番4
地 目 宅地
地 積 84.92平方メートル
所有者 A
- 4 所 在 八王子市左入町
地 番 155番9
地 目 宅地
地 積 32.88平方メートル
所有者 A

物 件 目 録

5 所 在 八王子市左入町155番地4、155番地9

家屋 番号 155番4の2

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 48.02平方メートル

2階 46.37平方メートル

所有者 A

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1乃至物件4）

位置・交通	JR中央線「八王子」駅の北方道路距離約3.6km、最寄りバス停留所から約300m（徒歩約4分）に位置する。 （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	近隣は中央自動車道「八王子インターチェンジ」の北方、国道16号の北西側背後に位置する戸建住宅、農家住宅のほか、農地も目立つ住宅地域である。 周辺は入り組んだ狭隘な道路が目立つほか、谷萩川が蛇行しながら流れている。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	国道16号から100mまでの部分 都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% 準防火地域 第2種高度地区 日影規制（一） 宅地造成等工事規制区域 八王子市景観計画区域 左入・滝山地区地区計画（複合住宅地区） ^{（*1）} ^{（*1）} 左入・滝山地区地区計画（複合住宅地区）の概要 建築物等に関する事項 ○建築物の敷地面積の最低限度：120㎡ ○壁面の位置の制限 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、幅員4.5m未満の道路の境界線までの距離は、原則0.75m以上とし、幅員4.5m以上の道路の境界線までの距離及び隣地境界線までの距離は、原則0.5m以上とし、かつ都市計画道路（八3・3・10号線）までの距離は、原則1m以上としなければならない。 等

	100mを超える部分
都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% なし 建築物の高さの最高限度10m 第1種高度地区 日影規制(一) 宅地造成等工事規制区域 八王子市景観計画区域 左入・滝山地区地区計画(一般住宅地区) ^(※2) ^(※2) 左入・滝山地区地区計画(一般住宅地区)の概要 建築物等に関する事項 ○建築物の容積率の最高限度 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地(同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造したものを除く。)における建築物の容積率の最高限度は、10分の6とする。 ○建築物の建蔽率の最高限度 法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地(同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造したものを除く。)における建築物の建蔽率の最高限度は、10分の3とする。 ○建築物の敷地面積の最低限度:120㎡ ○壁面の位置の制限 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、幅員4.5m未満の道路の境界線までの距離は、原則0.75m以上とし、幅員4.5m以上の道路の境界線までの距離及び隣地境界線までの距離は、原則0.5m以上とし、かつ都市計画道路(八3・3・10号線)までの距離は、原則1m以上としなければならない。 等

画地の状況	公衆用道路〔物件1及び物件2の土地〕	
	地形・幅員・延長その他	積状 幅約5m・延長約12mの一部 概ね平坦 物件1土地は法務局備付の地積測量図（昭和51年6月作製）が、物件2土地は法務局備付の地積測量図（昭和48年12月作製）が存する。
	宅地〔物件3及び物件4の土地〕	
	地形・間口・奥行その他	積状 略三角形 間口約2.5m・奥行約13.5m 概ね平坦 物件3及び物件4の土地はそれぞれ法務局備付の地積測量図（昭和51年6月作製）が存する。
接面道路の状況等	物件1及び物件2の土地は、無番地を含んで一体で幅員約5mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号に該当）を構成する現況道路敷である。 物件3及び物件4の土地は一体として、北東側が物件1及び物件2の土地が構成する幅員約5mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号に該当）に概ね等高に接面する。	
土地の利用状況等	物件1及び物件2の土地は、無番地を含んで一体で公衆用道路として利用されている。 物件3及び物件4の土地は、物件5建物の敷地として利用されている。 （建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」参照）	
供給処理施設 （基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている）	上水道	有り（但し、引き込みは13mm管）
	都市ガス	無し（プロパンガスを使用）
	下水道	有り

<p>土地の履歴等</p>	<p>過去の住宅地図で地歴を調査したところ、昭和55年及び平成5年当時は戸建住宅が確認された。</p> <p>八王子市役所等への調査の結果、土壤汚染対策法に基づく要措置区域等には該当しない。また、東京都環境確保条例に基づく工場・指定作業場、水質汚濁防止法、並びに下水道法に基づく特定施設等の届出はいずれもなされていない。</p> <p>厳密に土壤汚染の有無を判定するには、別途専門調査機関による調査等を実施することが必要である。</p>
<p style="text-align: center;">特 記 事 項</p>	
<p>○ 物件5建物の建築計画概要書によると、物件2及び物件3の土地の北側の一部が、都市計画道路「八3・3・74（計画幅員25m）」予定地に該当する。優先整備路線となっているが、現在は都市計画決定のみの段階で、事業認可等の実施時期は未定である。本件評価においては、都市計画道路予定地が北側の一部であること、建物の建築においては特に支障がないこと、事業実施時には正常価格で補償されること等から、特に減価要因とはしなかった。</p> <p>（詳細については、八王子市役所都市計画部都市計画課等で確認を要す）</p> <p>○ 物件5建物の建築計画概要書によると、北側の約1%が第1種低層住居専用地域（40%、80%）に、残りの大部分が準工業地域（60%、200%）に該当する。</p> <p>○ 物件2土地の北西側に電柱（1本）とその支線（2本）が存する。</p>	

2 建物の概況及び利用状況（物件5）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成12年1月9日新築 約26年 約4年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレート等 サイディング等 クロス貼等 クロス貼等 フローリング、畳等 水廻り等 2階にはベランダのほか、小屋裏収納がある。
現況床面積	1階：48.02㎡ 2階：46.37㎡ 延	94.39㎡
現況用途等	現況用途 間取り	居宅（4LDK） 1階：洋室（3）、浴室、洗面所、トイレ等 2階：LDK、和室、トイレ等
品 等	中 位	
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況等	現況調査報告書のとおり ○占有減価の要因はない。	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○建築確認済証は交付（平成11年8月25日）されているが、検査済証は発行されていない。不交付の理由は不明。 ○屋根の色あせや老朽化が見られたほか、外壁や外構のタイルに一部損傷等が確認された。 ○クロスには汚れや変色、亀裂等が、フローリングには損傷等が見られた。 ○建物所有者（A）に確認したところ「雨漏り等の緊急に修繕を要する大きな不具合はない」とのことであった。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1及び物件2（土地）

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡)	共有持分	土地価格 (円)
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
1	73,800	× 0.03	× 39	× 1/3	= 30,000
2		× 0.03	× 26.33	× 1/3	= 20,000

※総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣において土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地〔準工業地域（60%、200%）〕を想定した。

【地価公示地 八王子-67】

$$\begin{array}{cccccc}
 \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(規準価格)} \\
 72,300\text{円/㎡} & \times & \frac{103}{100} & \times & \frac{100}{104} & \times & \frac{100}{97} & = & 73,800\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：地価公示地の個別的要因（方位等）を考慮した。

地域格差：地価公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個別格差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を以下のとおり査定した。

- ・道路の性格のほか、利用状況、用途の転換の可能性等を考慮して、標準画地価格の3%と査定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 共有持分：登記記載の持分割合による。

② 物件3及び物件4（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ=ア×イ×ウ×エ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
3	73,800	× 0.77	× 84.92	× 0.90	= 4,340,000
4		× 0.77	× 32.88	× 0.90	= 1,680,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣において土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地〔準工業地域（60%、200%）〕を想定した。

【 地価公示地 八王子-67 】

$$\begin{array}{cccccc}
 \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 72,300\text{円/㎡} & \times & \frac{103}{100} & \times & \frac{100}{104} & \times & \frac{100}{97} & = & 73,800\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正：地価公示地の個別的要因（方位等）を考慮した。

地 域 格 差：地価公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を以下のとおり査定した。

・ 接面状況等 -15% (0.85)

・ 形状 -10% (0.90)

相乗積：0.85 × 0.90 = 0.77 (小数第3位を四捨五入)

※一部、第1種低層住居専用地域（40%、80%）を含むが、大部分（約99%）が準工業地域（60%、200%）に該当することから、特に減価要因とはしなかった。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物の現状、建物の経過年数、建物と敷地との適応の状態等を考慮した結果、-10%と査定した。(0.90)

③ 物件5（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、次のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ = ア × イ × ウ
5	180,000	× 94.39	× 0.15	= 2,550,000

ア 再調達原価 : 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。なお、小屋裏収納が存することも考慮した。

イ 現況延床面積 : 登記記載面積を採用。

ウ 現 価 率 : 建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して現価率を査定した。

- ・ 経過年数約26年、経済的残存耐用年数約4年、観察減価率20%、残価率5%
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、建物の状態、間取り等の汎用性の程度、観察不能部分の不測の減価等を総合的に勘案して査定した。
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} : \begin{array}{ccc} \text{(残価率)} & \text{(耐用年数に基づく方法)} & \text{(観察減価)} \\ 0.05 & + (1-0.05) \times \frac{4}{(26+4)} \times & (1-0.20) = 0.15 \\ & & \text{(小数第3位を四捨五入)} \end{array}$$

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数と一致するものではない。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件3及び物件4の土地については土地利用権等価格を控除し、物件5建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ = ア × イ
3	4,340,000	× 0.60	法定地上権	= 2,600,000
4	1,680,000	× 0.60	法定地上権	= 1,010,000

ア 建付地価格：前記1 ② オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) カ = (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	30,000	-		× 1.0	× 0.8	= 20,000
2	20,000	-		× 1.0	× 0.8	= 20,000
3	4,340,000	- 2,600,000		× 1.0	× 0.8	= 1,390,000
4	1,680,000	- 1,010,000		× 1.0	× 0.8	= 540,000
5	2,550,000 + (2,600,000 + 1,010,000)		× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 4,930,000
一括価格 (合計)						6,900,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：上記2 ① ウ

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。(0.8)

第6 参考価格資料

【 指標とした公示価格等 】

公示地「八王子-67」

価 格 時 点	令和7年1月1日
所 在 及 び 地 番	八王子市梅坪町294番6
1 m ² 当 た り の 価 格	72,300円/m ²
地 積	118m ²
前 面 道 路 の 状 況	南東5m 市道
供 給 処 理 施 設 の 状 況	水道、下水
交 通 施 設 と の 接 近 の 状 況	「八王子」駅 4 k m
法 令 上 の 制 限	1 低 専 (40、80)
周 辺 の 土 地 の 利 用 の 現 況	一般住宅の中に農地も見られる住宅地域

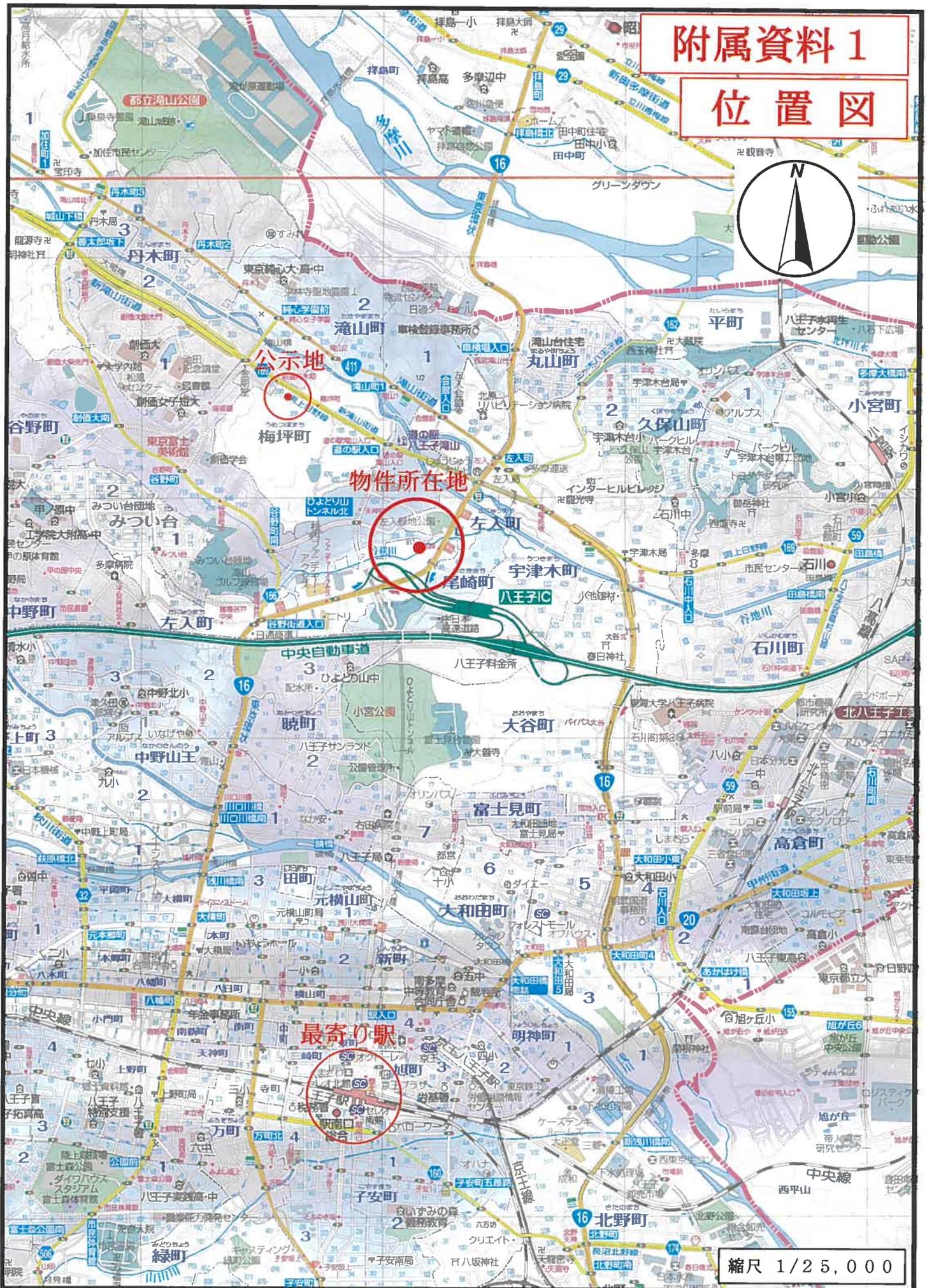
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上

附属資料 1

位置図



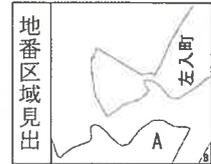
縮尺 1/25,000

株式会社昭文社発行 都市地図より 複製

イ 127-9 ハ 120-2 ホ 161-3 ト 155-2
 ロ 127-6 ニ 122-3 ヘ 157-6 チ 157-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 (注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



A 左入町
 B 左入町

請求部	所在	八王子市左入町			地番	155番8	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和7年11月17日

東京法務局町田出張所

登記官

請求番号：37-1

(1/1)

A 3 を A 4 に縮小

※赤字・赤枠等は評価人が記載 (以下同様)

登記年月日：昭和51年6月29日

昭和51年6月29日

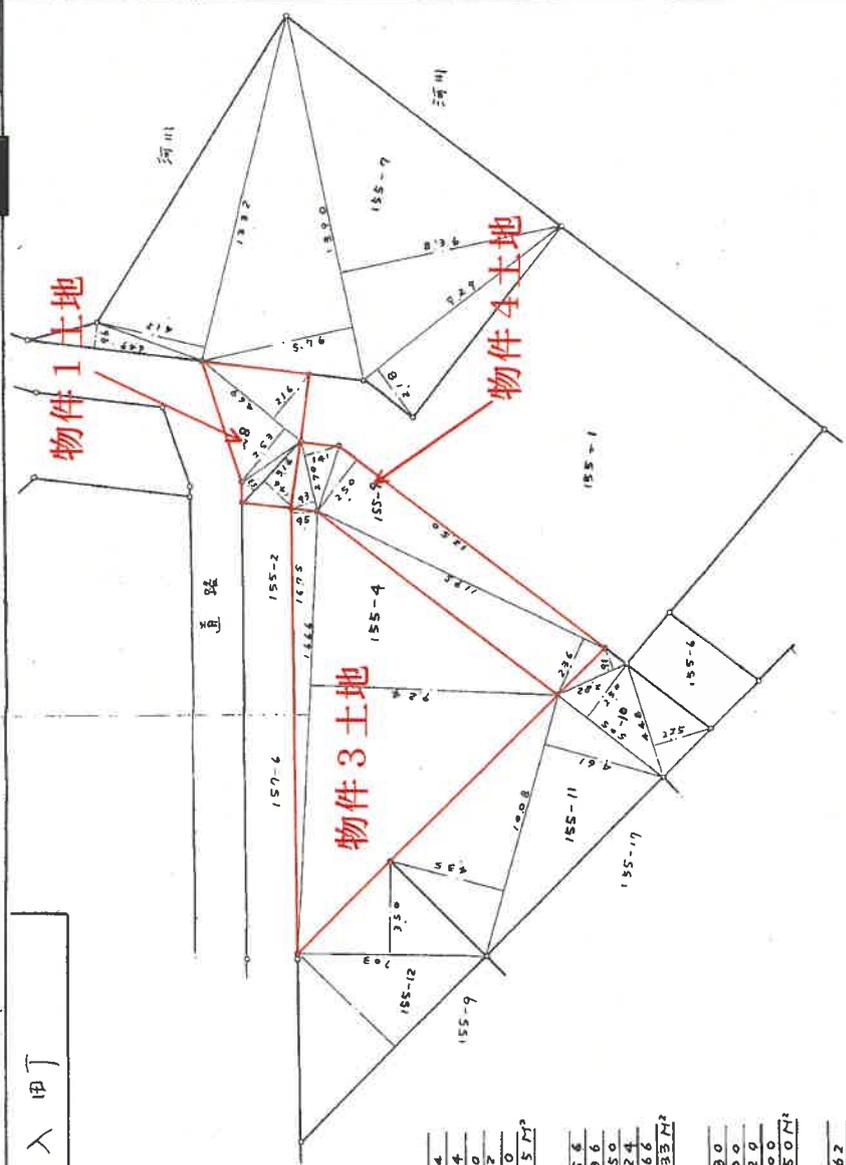
附属資料 3

地積測量図写

地積測量図

前 155-10(前)155-4
 番 155-4-1, 155-4-2, 155-4-3, 155-4-4, 155-4-5, 155-4-6, 155-4-7, 155-4-8, 155-4-9, 155-4-10, 155-4-11, 155-4-12
 土地の所在 八王子市元入町

作製年月日 昭和五十年六月廿九日
 作製者 申請人



155-7
6.49 x 0.96 = 6.2304
13.32 x 4.12 = 54.9784
13.90 x (5.76 + 8.36) = 196.2680
9.29 x 2.18 = 20.2522
Σ 277.6290
1/2 138.8145 M ²

155-8
4.69 x 2.16 = 10.1204
4.69 x 2.53 = 11.8657
3.16 x 0.53 = 1.6748
3.16 x 1.46 = 4.6136
Σ 28.2745
1/2 14.1372 M ²

155-9
2.70 x (0.93 + 1.41) = 6.3180
12.50 x 2.50 = 31.2500
11.95 x 2.36 = 28.2020
Σ 65.7700
1/2 32.8850 M ²

155-10
2.82 x 0.71 = 2.0012
5.05 x 2.50 = 12.6250
4.48 x 2.25 = 10.0800
Σ 24.7062
1/2 12.3531 M ²

155-11
10.08 x (4.61 + 4.35) = 90.3168
Σ 90.3168
1/2 45.1584 M ²

155-12
7.03 x 3.50 = 24.6050
9.81 x 5.00 = 49.0500
Σ 73.6550
1/2 36.8275 M ²

155-4
16.75 x 0.95 = 15.9125
16.66 x 7.24 = 120.8384
Σ 136.7509
1/2 68.3754 M ²

536073

(東京土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/200

これは図面に記録されている内容を証明した写面である。
 (東京法務局八王子支局管轄)
 令和7年11月17日 東京法務局 町田出張所

登記官

A3をA4に縮小

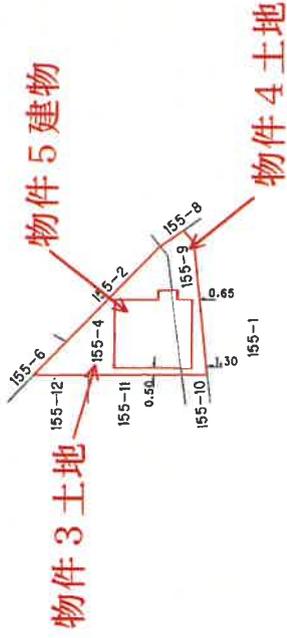
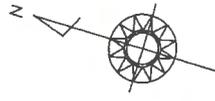
請求番号：37-2

建物図面・各階平面図写

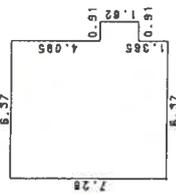
建物図面

家屋番号 155-4-2
建物の所在 八王子市左入町155番地4.155番地9

各階平面図



1階

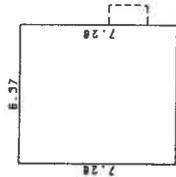


求積表

$$\begin{aligned} 0.91 \times 1.82 &= 1.656200 \\ 6.37 \times 7.28 &= 46.373600 \\ \hline \text{計} &= 48.029800 \end{aligned}$$

床面積 48.02 m²

2階



求積表

$$6.37 \times 7.28 = 46.373600$$

床面積 46.37 m²

単位: m

129463

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

(平成12年5月10日現在)

作製者

(埼玉土地家屋調査士会 用紙)

登記年月日: 平成12年1月19日

これは図面に記載されている内容を証明した複写面である。

(東京法務局八王子支店管理)

令和7年11月17日

東京法務局 町田出張所

登記官

A3をA4に縮小